

「結婚と遺伝 こどもは、その知能を遺伝と教育とによって、また、その体力を遺伝と育て方によって左右されるといってもよい。

遺伝を決定する遺伝子は、両親から半分ずつこどもに与えられる。遺伝子には、あらわれやすい優性遺伝子と、あらわれにくい劣性遺伝子とがある。血族結婚が一般によくないとされているのは、普通ならばあらわれない劣性の遺伝的欠陥が、遺伝子が重なりあうためにあらわれることが多いからである。結婚に際しては、相手の家系の遺伝について、十分に考慮しなければならない。」⁵²

松平友子ほか『家庭一般 新訂版』(中教出版、昭和42年)

「2 結婚と遺伝 こどもの体質や性質が親に似るのは、遺伝によるものである。(中略) 両親のどちらかが、よくない遺伝子をもっていると、生まれてくるこどもにそれが伝わり、それがひどければ、親子とも不幸に陥る。このように、遺伝病に対しては結婚してしまってからでは、わたしたちはどうすることもできないので、結婚のときに、相手の家系をよく調べておくことが必要である。

遺伝には、優性遺伝・劣性遺伝・伴性遺伝などがある。

優性遺伝 親からこどもに直接遺伝し、こどもの半数、または、全部に遺伝する。優性遺伝によって起こる病気には、多指趾症・骨脆弱症・近視・あざ・そこひ・みつくち・口蓋破裂などがある。(中略)

劣性遺伝 同じ遺伝子をもった人と結婚しないかぎり現われない遺伝である。劣性遺伝で起こる病気には、皮膚色素欠乏症(白子)・黒内障性ちほう症・先天性筋無力症などがある。

伴性遺伝 女子を通して男子だけに現われる遺伝である。伴性遺伝で起こる病気には、血友病や色盲などがある。

以上のように、好ましくない遺伝をもっている人が、同じような遺伝子をもつ人と結婚すると、こどもには濃厚に遺伝するおそれがあるから、健康な家系の人どうしの結婚が望ましい。

また、わが国では、いまだに血族結婚がみられるが、血族結婚をすると、その子孫の代には、悪い影響が起りがちであるから、できるだけ避けるようにする。」

「3 結婚に支障のある病気 結婚生活に直接悪い影響を及ぼすおもな病気としては、精神病・結核・性病などがある。

a. 精神病 精神病には、たとえば、てんかん・そううつ病・精神分裂病などのように、遺伝するものが多い。しかし、一方には、もっと軽いノイローゼのような精神神経病もある。遺伝する精神病をもった人が結婚すると子孫に害を及ぼすから、優性保護法では、本人や、4親等以内の親類にこのような病気がある場合には、結婚してもこどもが生まれないように、手術を受けることができるように定めてある。」⁵³

IV 昭和33年の学習指導要領改訂以後

昭和33年10月、学習指導要領は全面改訂された。また、学校教育法施行規則改正より、文

⁵² 日本女子大学家庭科研究会編『家庭一般』実教出版、1963、p.245。

⁵³ 松平友子ほか18名『家庭一般 新訂版』中教出版、1967、pp.234-235。

部省告示となり、改めて法的拘束力を持つものと確認された。

なお、直接「優生」に関する記述は、家庭科及び理科からは消えることとなった。

（保健体育）

昭和35年2月に高等学校学習指導要領が改訂され⁵⁴、昭和38年から実施されることとなった。「保健体育」では、「保健科目」の「公衆衛生」の内容と機構として、「母子衛生・家族計画・国民優生」が挙げられていた。

なお、法的拘束力はないが、学習指導要領の内容を明確にするため、その改訂に併せて各教科別に学習指導要領解説が文部省より発行されている。これは、教員が授業を行う際の指針となったり、出版社も教科書編集の参考にするなど、実質的な解釈基準となっている。昭和36年12月に発行された『高等学校学習指導要領解説保健体育編』では、「第2節 保健」の「2 内容 (5) 公衆衛生 (イ) 公衆衛生の内容と機構 b 母子衛生・家族計画・国民優生」中、「国民優生については、その意義・重要性・対策などについて扱う。なお、特に性病やアルコール中毒の予防の国民優生に対する意義を扱い、性教育にもふれる」と記載されている⁵⁵。

東龍太郎・浅野均一・今村嘉雄ほか『改訂 高等学校保健体育』（好学社、昭和35年）

「国民優生 社会が健全に発達し、社会的福祉が向上するためには、国民のひとりひとりが肉体的・精神的に優秀であって、よい社会の形成者でなければならない。それには、国民の遺伝質の改良が根本問題である。人の遺伝質を改良するには、結婚の相手を選ぶときに劣悪な遺伝質をもっているかどうかを確かめることがたいせつである。（中略）

もしも欠陥のある者どうしが結婚すれば、劣悪な遺伝質をもつ子どもが生まれる可能性が多いので、このような人たちが結婚しなければならないような場合には、優生手術を行なって子どもが生まれないようにすることが望ましい。

優生保護法は、国民の遺伝質を改良し、母性の健康を守るための法律である。劣悪な遺伝質をもつ者に優生手術を施したり、母性の健康を守るために人工妊娠中絶の手術などを行なう。」

56

江尻容・竹本正男ほか『標準高等保健体育』（講談社、昭和39年）

「国民優生 優生とは人類遺伝学に基礎をおき、遺伝に基づく心身のあらゆる劣悪化を防止することである。これには社会全体の協力と、法的規制が必要である。

わが国では、この見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命・健康を保護する目的で、優生保護法を制定している。この法律に従って、本人または配偶者に遺伝性の精神病質や、身体疾患などがあるときは、子孫の出生を防止する手術を受けることができる。」

「結婚 (中略) 結婚の第二の条件は、遺伝的な配慮である。精神や身体上の特に望ましくない病気で、遺伝性のものを所有する場合には、結婚を避けたり、断種手術を行なったりして、子孫のできる心配を取り除いてから結婚するなどの方法が考えられる。しかし、従来、遺伝病

⁵⁴ 「高等学校学習指導要領」（文部省告示、昭和35年10月施行）国立教育政策研究所教育研究情報データベース<<https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s35h/index.htm>>

⁵⁵ 文部省『高等学校学習指導要領解説保健体育編』文部省、1961、p.196.

⁵⁶ 東龍太郎・浅野均一・今村嘉雄ほか4名『改訂 高等学校保健体育』〔見本〕好学社、1960、pp.174-176.

とされていたものが、その後の研究によって、そうでないことがわかってきたことも少なくないから、その判断は特に慎重でなければならない。」⁵⁷

加藤橘夫・朝比奈一男・本間茂雄・笠松章ほか『標準高等保健体育』(講談社、昭和43年)

「国民優生 国民優生の目標は、国民の資質向上を図ることで、母体の健康および経済的保護と、不良な子孫の出生を予防するという二つの目的が含まれる。第1の目的は、家族計画により達成される。遺伝学的根拠による第2の目的は、国民優生本来のもので、精神分裂症、躁鬱病、先天性白内障、全色盲、血友病、遺伝性奇形などの悪質な遺伝性疾患が子孫にあらわれるのを予防するために、優生保護法により、優生手術や人工妊娠中絶を行ないうることとなった。

優生手術とは、生殖腺を除去することなく生殖を不能にする手術で、その適応は、都道府県優生保護審査会の審査か、医師の認定によって決められる。また、血族結婚では、悪質の遺伝性疾患があらわれる危険が多いので、避けることが望ましい。

すぐれた才能の人が正しい結婚によって優秀な子孫をもうけた例は少なくない。逆に、悪質の遺伝によって精神病者や犯罪者を出した例もある。幸福な家庭を築くには、結婚に対する正しい認識をもち、結婚に際しては、信頼する医師にみてもらい、健康診断書を取りかわすのがよい。これによって、遺伝性疾患や性病などによる疾患異常を予防できる。」⁵⁸

鶴岡英吉・石津誠・勝木新次・小栗一好・北浜章『高校保健体育』(大原出版、昭和43年)

「国民優生 国民の遺伝的素質を改善し向上させること、いいかえると、つぎの世代の国民に、肉体的にも精神的にもよりすぐれた民族的素質を伝えていくようにすることが国民優生である。環境や教育の影響も大きい、それは無限の可能性をもつものではなく、やはり国民の遺伝的素質の範囲をこえることはできない。

国民優生においては、とくに悪質な遺伝性疾患が伝えられることを防止することが重要とされている。遺伝性疾患のなかでも、精神分裂症や躁うつ病などの精神病・精神病質・精神薄弱などはその影響が大きい。遺伝性の身体疾患としては、色盲・血友病・先天性ろうあ・多指症・小頭症などがある。アルコール中毒も劣悪な子どもを出生させるのでとくに注意しなければならない。

わが国では、優生保護法によって不良な子孫の出生を防止するための優生手術のことが規定されている。優生手術は生殖腺を除去することなしに生殖を不能にする手術である。一方、優生保護法は、母体保護のためにいわゆる不妊手術としての優生手術をも認めているが、その乱用はさげなければならない。

結婚 (中略) 優生結婚の立場からは自らの家系の遺伝病患者の有無を確かめるとともに、相手の家系についてもこのことをよく確かめることが先決問題である。家系の調査範囲は両親・兄弟姉妹はもとより、祖父母・叔父叔母・従兄弟までおよぶことが望ましい。もちろん一方の家系に遺伝病があっても、やむを得ない場合には法の規定によって優生手術ができるので、専門家に相談することがよい。

血族結婚は遺伝性疾患だけでなく、劣性の遺伝性素質を発現させるおそれが多いので、法

⁵⁷ 江尻容・竹本正男ほか7名『標準高等保健体育』講談社、1964、pp.217-219.

⁵⁸ 加藤橘夫・朝比奈一男・本間茂雄・笠松章ほか9名『標準高等保健体育』講談社、1968、pp.240-241.

には触れない従兄弟どうしの場合でも望ましいことではない。」⁵⁹

今村嘉雄・猪飼道夫ほか『高等保健体育 三訂版』（大修館、昭和48年）

「なお、国は優生保護法を設け、遺伝的原因による精神障害の発生を防止することに努めている。一方では精神衛生法や児童福祉法によって、精神衛生相談所・精神病院や精神薄弱児施設を設けて、相談・治療や訓練を行ない、社会復帰をめざしている。」

「(1) 国民優生の意義 国民優生とは、優生学*にもとづいて国民の質の向上に努めることである。そのために、劣悪な遺伝素質をもっている人びとに対しては、できるかぎり受胎調節をすすめる、必要な場合は、優生保護法**により、受胎・出産を制限することができる。また、国民優生思想の普及により、人びとがすすんで国民優生政策に協力し、劣悪な遺伝病を防ぐことがのぞましい。」

「(2) 優生結婚 優生結婚とは、遺伝学的にみて素質の健全なものどうしの結婚をすすめる、精神分裂病・先天性聾などのような遺伝性疾患の素質が結婚によってあらわれるのを防ぐことである。

したがって、優生結婚をするには自分ならびに相手の家系を調査し、遺伝病患者の有無を確かめなければならない。」

「*人類集団の遺伝的構成を改善し、人類の発展に寄与することを主張する科学。健全な素質をもつ人口の増加をはかり、劣悪な遺伝素質をもつ人口の増加を防ぐのが主眼で、そのため先天的な身体あるいは精神の欠陥者の発現に関するすべての条件や因子の研究が中心となっている。

**優生保護法とは、優生学上の見地から、不良な子孫の出生を防止するとともに、母体の生命・健康を保護する目的で定められた法律である。精神病者や遺伝性の奇形を有するもの、らい患者、および妊娠や出産によって生命に危険のある女子などを対象として、優生手術や人工妊娠中絶ができるようにしたものである。」⁶⁰

（理科）

理科については、昭和31年の学習指導要領改訂により、直接「優生」に触れた昭和26年の学習指導要領の記述自体はなくなった。先述した遺伝教育の歴史の調査によれば、「昭和31年改訂の指導要領では、遺伝の基本的法則が主眼となっており、人の遺伝についてとくに触れられてはいなかったが、昭和35年の改訂に伴う指導要領解説（文部省）には、『ヒトの遺伝などの関連も考慮して扱う』と示されるようになった。再び教科書に目を移すと、昭和30年代は人の身体障害についての露骨な表現は控えられるようになり、具体的にあげられる遺伝病の名も数少なくなってきた。しかし特定の教科書（あるいは執筆者）では昭和20年代と同様のものが書かれている。（中略）昭和31年から48年発行の教科書22点（10社）のうち優生を取りあげているものは11点（6社）で、この間に優生の節を除外したところが4社ある一方で2社が新設している。人の遺伝の節を設けているのは14点で、先の優生を取りあげている11点の教科書のうち10点（あとの1点は優生という節を設けている）と、血液型のみを取りあげて

⁵⁹ 鶴岡英吉・石津誠・勝木新次・小栗一好・北浜章『高校保健体育』大原出版、1968、pp.214-215.

⁶⁰ 今村嘉雄・猪飼道夫ほか10名『高等保健体育 三訂版』大修館、1973、pp.172, 237-238.

いたり『人の遺伝は単純なものではない』というような紹介の仕方をしているものが4点あった。7点は人の遺伝についてまったく触れていない」⁶¹としている。主な教科書の記述は以下のとおりである。

三輪知雄・丘英通『生物 五訂版』（三省堂、昭和37年）

「優生学 人類の社会をよりよくしていくためには、政治や経済や教育の上からいろいろの方法が立てられているが、もっと根本的には、生まれてくる子供たちが遺伝的にすぐれた形質を持つものばかりであることが最も望ましい。ダーウィンの研究によって人為淘汰による品種改良の事実が明らかになる一方、遺伝学が進歩するに伴ない、その知識を応用して人類の遺伝的素質を向上させ、その悪くなるのを防ぐことを目的とする優生学が起ってきた。これはダーウィンのいここにあたるフランシス＝ゴールトン、F. Galton (1822～1911) によって創設されたものである。

その実践活動が優生運動で、心身ともに健全で優秀な遺伝形質を持つ男女が、正しい結婚をすることによって、りっぱな子孫を世の中に送り出そうという呼びかけをするものである。このような結婚を優生結婚という。たとえば、遺伝病を持つ家系内において近親結婚をすることは、その遺伝子をホモに持つ子供の生まれるおそれがあるから、優生上から見れば望ましくないのである。また、極度に劣悪な遺伝形質を持つ人々には、断種法という法律によって、子孫のできないようにする方法もとられている。

また、原子爆弾や水素爆弾に反対する根拠の一つは、これらの爆発によって強い放射能のある物質を生じることにより、人類に悪質な突然変異が起るのを防ごうとすることである。」⁶²
 岡田要・木下治雄・佐藤重平・柳田為正・碓井益雄・八巻敏雄『高等学校理科用 生物』（大日本図書、昭和39年）

「優生 ヒトの遺伝を明らかにし、これを適用して健康なすぐれた子孫を残すようにつとめることを優生という。ヒトにはいろいろの病気があるが、遺伝すると考えられた病気でも、現在では遺伝しないことがわかっているものもある。結核症やらい病などは、むかしは遺伝するように考えられていたが、むろんこれらは伝染病であって、遺伝病ではない。しかし、結核にかかりやすい体質は遺伝するし、精神病のなかには、遺伝することのはっきりわかっているものもある。

非常に悪い遺伝病をもっているヒトとか、そのような子の生まれる可能性をもっているヒトは、特に優生手術をして、子のできないような結婚をすることがたいせつである。性病や伝染病は、子孫に遺伝しなくても、病気が直ってから結婚するのがのぞましい。」⁶³

V 高度経済成長期の学校教育における優生学

この時期、経済成長の推進力としての人的能力の開発と人口資質向上が重視された。『厚生白

⁶¹ 鈴木善次・原田智代「遺伝教育の歴史(3) —中等教育における遺伝・進化—」『遺伝』44巻5号, 1990.5, p.57.

⁶² 三輪知雄・丘英通『生物 五訂版』三省堂, 1962, p.301.

⁶³ 岡田要・木下治雄・佐藤重平・柳田為正・碓井益雄・八巻敏雄『高等学校理科用 生物』〔再版〕大日本図書, 1964, p.282.

れた段階で明確に否定をされたものと受け止めておりますし、障害者に対する差別は決してあってはならないものだというふうに思っております。新学習指導要領においても、障害者への理解を深める教育を児童生徒の発達段階に応じて指導することとしておりまして、文部科学省としては、各種モデル事業等の実施を通じて、学校教育における障害者理解のより一層の推進に努めて参りたいと思っております¹⁰⁶と述べている。

表3 学校指導要領に記述された「優生」に関する指導内容

昭和22年 新制高等学校の教科課程に関する件
昭和22年度 学校体育指導要綱
高等学校（仮称）では「社会生活の衛生」について 「国民栄養、都市及び農村の衛生、国民優生、人口問題、職業の衛生」に関する理論と実際を行う。
大学（仮称）では「国民優生」について 「遺伝、遺伝病その他」に関する知的ならびに実践的指導を適当に配合して行う。
昭和23年度 学習指導要領 家庭編（高等学校用）（試案）
単元4「結婚の計画」の「生徒の活動」として、 「生徒は父と母といずれに似ているか、その似ている所を表に作り、相続性を調べる。結婚生活の幸福に重大関係を有する遺伝性について話し合う。」
昭和24年度 学習指導要領 家庭科編 高等学校用
「家族目録」の単元4「結婚の資格としたく」において、 「結婚に成功するに必要な要素」として、「生物学的要素」の中に 「イ. 遺伝の問題、ロ. 身体的および精神的健康の度合い」の参考として、「よい遺伝の家族とわるい遺伝の家族の話」と記載。 「育児目録」の単元1「妊娠と分娩」において、 「出産についての正しい認識」を指導する際に、 学習活動として「国民優生法・母子手帳などについての討議」を行う。
昭和26年 学習指導要領一般編（試案）改訂版
昭和26年改訂版 中学校・高等学校学習指導要領 理科編（試案）
中学校第3学年「遺伝のしくみ」について、 「a. 人間の遺伝様式は複雑であって、どんな性質が遺伝するかは簡単に決められないこと b. 遺伝する性質の中で、色盲・血友病・血液型などは遺伝のしかたがはっきりしていること（これらの遺伝のしくみにまで触れては早すぎる）」について説明する。 また、「研究」として、「教科書や参考書によって、精神病やはなはだしい不具のような悪い性質をもたないで、優秀な子孫を作るのに遺伝の法則はどのように利用できるかを調べる。」
高等学校生物 単元IV「生物の種族はどのように保たれているか」において、 「生物の生殖・発生・遺伝に関する現象を取り上げ、その間に見られる法則性を理解するとともに、生物の保護・増殖・品種改良などの原理と方法について理解する」、「人類の遺伝に関しては生徒に不当な劣等感を与えないためのじゅうぶんな考慮が払われなければならない。」 この中で、「精神的にも肉体的にもわれわれの健康を増進するために、遺伝の法則はどのように応用されるか」について学習し、「指紋・色盲・血液型・近視など、人の遺伝形質について」話し合い、 「a. 人の形質（病的でないもの）の遺伝の様子、b. 色盲・血液型・血友病・精神病など人の病気や奇形の遺伝について、c. 優良家系について」調べて発表し、「優生学と純潔、遺伝に関する迷信などについて」調べて話し合う。 さらに、「国民の健康と遺伝との関係について」教師が説明するか、生徒が研究して報告書を提出する。
昭和31年 高等学校学習指導要領一般編改訂版
昭和31年 高等学校学習指導要領一般編（昭和31年12月再訂版）
昭和31年度改訂版 高等学校学習指導要領 保健体育科編
「保健」の学習内容として、「(8) 国民生活と国民保健」中、「(ウ) 国民生活の合理化と国民保健」において、「国民優生、環境改善、栄養改善など」を取り扱う。

¹⁰⁶ 林文部科学大臣記者会見録（平成30年4月27日）<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/1404510.htm>

昭和31年度改訂版 高等学校学習指導要領 家庭科編
「家庭一般」の「保育・家族」の学習内容として、「(4) 育児と結婚、A 結婚と遺伝、(a)優性遺伝、(b)劣性遺伝（血族結婚を含む）」、「(5) 結婚、A 結婚の重要性、(b)子孫におよぼす影響、B 配偶者の選択、(d)遺伝、C 親としての資格、(d)遺伝」を取り扱う。
昭和35年 高等学校学習指導要領（昭和35年10月施行）
「保健体育」の「保健科目」の「公衆衛生」の学習内容の一つとして、「母子衛生・家族計画・国民優生」を取り扱う。
昭和40年 盲学校学習指導要領 高等部編（昭和41年4月施行）
「保健体育」の「保健科目」の「公衆衛生」の学習内容の一つとして、「母子衛生・家族計画・国民優生」を取り扱う。
昭和40年 聾学校学習指導要領 高等部編（昭和41年4月施行）
「理容・美容」教科の「伝染病・細菌・公衆衛生科目」の「公衆衛生」の学習内容の一つとして、「予防衛生」のうち、「精神衛生と優生保護」を取り扱う。
昭和45年 高等学校学習指導要領（昭和48年4月施行）
「保健体育」の「保健科目」の学習内容の一つとして、「結婚と優生、家族計画」を取り扱うとともに、性に関する指導を考慮し、心身発達における男女の特性及び男女の相互協力による健全な家庭づくりについて正しく理解することを中心に、効果的に取り扱う。
昭和47年 盲学校高等部学習指導要領（昭和48年4月施行）
「衛生学科目」の「公衆衛生」のうち、「母子衛生」については、「優生保護」も取り扱う。
昭和47年 聾学校高等部学習指導要領（昭和48年4月施行）
「伝染病・公衆衛生科目」の「公衆衛生」のうち、「予防衛生」の一つとして、「優生保護」を取り扱う。
昭和53年 高等学校学習指導要領（昭和57年4月施行） （それまで保健体育に盛り込まれていた「優生」に関する項目がなくなる）

(出典) 国立教育政策研究所教育研究情報データベース「学習指導要領の一覧」<<https://erid.nier.go.jp/guideline.html>>を基に作成。